

介護保険の負担限度額認定には申請が必要です

●問い合わせ 役場福祉課 介護保険係 ☎096(293)3510

介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)に入所した場合、または介護保険施設でのショートステイ(短期入所)を利用した場合、サービス費用の1割負担のほか、食費、居住費、日常生活費は原則自己負担となります。

しかし、本人および世帯全員に住民税がかかっている場合などは、食費、居住費について、自己負担額が減額されます(このことを「負担限度額認定」といいます)。

この減額認定を受けるには必ず申請が必要です。介護保険係に本人の介護保険被保険者証と印かん認め印可)、家族が申請する場合は、代理者の免許証などをお持ちの上、申請してください。申請日を基準にして減額の該当を確認し、該当する場合には、認定証を送付します。

入所施設に提示することで食費、居住費の自己負担額が減額されます。



予防接種

夏休み中に予防接種を受けましょう!

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係 ☎096(294)1075

MR(麻しん・風しん)2期と、2種混合(ジフテリア・破傷風)の予防接種をまだ接種していない人は、早めに指定医療機関で受けてください。

予防接種を受けるときは必ず予約をして、保護者が連れて行ってください。保護者以外の人が連れて行く場合は、委任状が必要です。

	MR(麻しん・風しん)混合ワクチン2期	2種混合(ジフテリア・破傷風)ワクチン
対象者	就学前のお子さん (平成20年4月2日~平成21年4月1日生まれ)	小学6年生 (平成14年4月2日~平成15年4月1日生まれ)

日本脳炎予防接種の特例措置について

積極的勧奨の差し控えの影響で日本脳炎予防接種を受けられなかった人(平成7年4月2日生まれ~平成19年4月1日生まれの人)は、定期接種としてうけることができますので、接種歴をご確認ください。

※定期予防接種の予診票は、子育て・健診センターで接種履歴を確認の上、お渡ししています。必ず母子手帳をお持ちください。

募集

「家族や地域の大切さに関する作品コンクール」作品募集

●問い合わせ 内閣府 ☎03(5253)2111

- ▼募集内容
「写真」
- ①子育て家族の力(子育て家族のきずな、子どもと深める家族のきずな)
 - ②子育てを応援する地域の力(地域ぐるみで子育て支援)
- 「手紙・メール」
- ・募集区分
 - ①小学生の部
 - ②中・高校生部
 - ③一般の部

子育てを家族みんなで支え合うことの大切さ、感謝などの思いを伝える内容のもの。子育てを社会も応援していくことの大切さを訴える内容のもの

▼募集期間
7月1日(火)~9月8日(月)

▼表彰
募集テーマ、区分ごとに最優秀賞1点、優秀賞5点以内。いずれも内閣府特命担当大臣(少子化対策)表彰と副賞 ※詳しくは、ホームページをご覧ください。

内閣府「家族の日」「家族の週間」ホームページ
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>

下水道受益者負担金に関する条例施行規則が一部改正になりました

●問い合わせ 役場下水道課 ☎096(293)5679

対象は、個人が所有し使用内の土地で、600mを超える部分について、下水道を使用できる建物が建っていないと認められる場合、その部分の受益者負担金を申請により猶予します。猶予期間は、その土地に下水道を使用する建物が建つまで、平成26年4月1日供用開始からの適用です。

負担金の徴収猶予基準に600mを超える部分についての基準が加えられました

平成24年度第5回振興総合計画等評価委員会、公共下水道受益者負担金について農業集落排水事業との比較や負担金の公平性、合理性へのご意見があり、近隣市町などの調査や町での実施状況の調査を行いました。その後、町下水道事業受益者負担金審議会で審議し、同審議会の答申を受け、今後供用開始する区域の事業推進と水酸化率向上のため改正することになりました。

町生活排水処理計画では、公共下水道(平成元年供用開始)・農業集落排水(平成17

年供用開始)・合併浄化槽設置の3区分があり、快適な住環境の整備を目指して各事業を進めています。処理方法については、効率などの理由から事業区域の見直しなどを行ってきました。

公共下水道事業は、認可区域の約70%を整備し、現在、町東部(陣内から瀬田)の整備を中心に進めています。

これまで各整備事業ごとの制度や算定方法の違いなどにより、受益者の負担に格差が生じていました。町では各事業の見直しにより住民サービスの向上に努めていきますので、皆さんのご理解とご協力を願います。

公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽設置の各事業の負担および補助

公共下水道事業受益者負担金	農業集落排水事業分担金	合併浄化槽設置費補助
認可区域内の土地 1mあたり300円	1戸あたり18万円	5人槽 33万2千円 7人槽 41万4千円 10人槽 54万8千円

下水道を使用するときのお願い

●問い合わせ 役場下水道課 ☎096(293)5679

施設を長持ちさせ、きれいな水を川に返すため、次の点に注意しましょう。



▼台所では……
野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などの食用油などを流さないようにしましょう。

▼水洗トイレでは……
トイレットペーパー以外の紙、異物などを流さないようにしましょう。

▼洗濯には……
合成洗剤に含まれるリンは、污水处理施設で処理しても取り除くことが困難です。無リン洗剤を使うよう心がけましょう。

▼下水道には……
ガソリン、シンナー、石油、アルコール類などの危険物は流さないようにしましょう。揮発性の高い危険物は、大爆発を起こす原因になります。

▼雨水は流せません。
分流式で、生活排水のみを処理します。

▼まずやマンホールには……
土砂や廃油、木片などの廃棄物を捨てないようにしましょう。マンホールはむやみに開けないようにしましょう。

▼共同住宅では、隣組み共同で排水設備を管理するようにしましょう。



▼排水口には……
台所、浴室などの排水口には、大きな物が流れ込まないように、必ず網か格子をつけましょう。